

# 倫理行動規程

株式会社アンビスホールディングス

## 第1章 基本原則

### (目的)

第1条 本規程は、当社および会社法第2条第3号に定める子会社（本規程では「当社グループ」という。）ならびに当社グループに所属する役職員等が遵守すべき倫理行動基準について定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、当社グループおよび当社グループに所属する役職員等に適用する。ただし、別途、子会社において同様の規程を定めた場合は、当該規程が本規程に優先して適用されるものとする。

- 2 役職員等とは、役員、社員、嘱託社員、パートタイマー、受入出向社員、派遣社員など、当社業務に従事するすべての者をいう。

### (役職員等の責務)

第3条 役職員等は、本規程の精神を実現することが自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底しなければならない。

- 2 役職員等は、経営活動全般について、すべての法令を誠実に遵守するとともに、社会的な良識をもって行動する。
- 3 役職員等は当社グループの信用を害する行為や、不名誉となるような行為をしてはならない。

### (守秘義務)

第4条 役職員等は、開示が認められる、または法的に義務づけられる場合を除き、顧客情報を含む職務上知り得た情報、その他当社グループに関する情報を機密として保護しなければならない。

### (会社資産の保護と適切な利用)

第5条 当社グループの資産は、適切な目的に限って利用するものとする。そして、役職員等は、当社グループの資産を保護し、これを有効に利用しなければならない。

### (記録保持)

第6条 役職員等は、社内規程に基づき、業務および財務に関する書類等を正しく作成し、所定の期間保存しなければならない。また、虚偽の書類作成や意図的な関係書類の隠匿または破棄は厳に行ってはならない。

(規程違反への対応)

- 第7条 当社グループは、本規程に違反する重大な事案が生じたときは、代表取締役を先頭にして会社を挙げて問題の解決にあたり、原因の究明、再発の防止に努める。
- 2 当社グループは、生じた事案について、社内外に対し、迅速かつ的確な情報公開を行い、その説明責任を果たす。
  - 3 当社グループは、本規程に違反した関係役職員等について、役員懲罰委員会規程および役員懲罰規程または正社員・準社員就業規則に基づき厳正に処分する。

(内部監査)

- 第8条 当社グループにおける全業務における本規程の遵守状況については、内部監査室が内部監査規程に基づき、適切に監査するものとする。

## 第2章 ご利用者様との関係

(サービスの提供)

- 第9条 当社グループおよび役職員等は、常にご利用者様の立場にたって行動し、ご利用者様に喜ばれる緩和ケアをはじめとするサービスを提供する。

(ご利用者様への対応)

- 第10条 当社グループおよび役職員等は、当社グループを利用するがん患者・終末期患者・難病患者等、すべてのご利用者様に対し、生活の質 (Quality of life) の向上を目的として、誠意をもって明るく親切かつ丁寧な態度で接する。

(トラブルへの対応)

- 第11条 当社グループおよび役職員等は、当社グループのサービスに関してご利用者様との間でトラブルが生じたときは、迅速かつ誠実に対応する。

(安全・衛生対策)

- 第12条 当社グループは、お客様の安全と健康を確保するために、建築物・設備等について、可能な限り必要な安全・衛生対策を講じる。

## 第3章 社会・環境との関係

(公正な競争)

第 13 条 当社グループは、営業活動において、同業他社と公正で自由な競争を行う。

2 当社グループおよび役職員等は、営業活動について、不正な手段は使用しない。

(政治、行政との関係)

第 14 条 当社グループおよび役職員等は、政治・行政との間において、健全かつ正常な関係を保持する。

2 当社グループおよび役職員等は、違法な政治献金・違法な利益供与、贈賄は行わない。

(反社会的勢力との関係)

第 15 条 当社グループおよび役職員等は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、経済的な利益を供与しない。

(企業情報の提供)

第 16 条 当社グループおよび役職員等は、ご利用者様・取引先・株主・投資家等のステークホルダーに対し、適宜適切に企業情報を提供する。

(環境問題への取り組み)

第 17 条 当社グループは、環境問題の重要性を認識し、資源の有効活用・資源のリサイクル・省エネルギーなどに積極的に取り組む。

(社会貢献)

第 18 条 当社グループは、企業市民の一員として、社会のさまざまな活動に積極的に参加し、貢献していくものとする。

## 第 4 章 役職員等との関係

(基本的人権の尊重)

第 19 条 当社グループは、役職員等の基本的人権を尊重し、人種・国籍・思想信条・宗教・心身障害、年齢、性別、配偶者の有無その他の業務遂行と関係のない理由による社員の処遇の差別は一切行わない。

(役職員等のゆとりと豊かさの実現)

第 20 条 当社グループは、労働条件の向上により、役職員等の経済的・精神的・時間的なゆとりと豊かさの実現に努める。

(個性と能力を活かせる職場環境の形成)

第 21 条 当社グループは、役職員等一人ひとりが個性と意欲と能力を最大限に発揮できる職場作りに勤める。

- 2 役職員等は、互いに尊重し、協力して健全で働きやすい職場環境を維持するものとする。

(安全・衛生対策)

第 22 条 当社グループは、役職員等の安全と健康を確保するために、建築物・設備等について、可能な限り必要な安全・衛生対策を講じる。

付 則

2023 年 4 月 24 日 施行